

令和4年7月12日

令和4年第2回神奈川県議会定例会

# 防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

## 目 次

I	新型コロナウイルス感染症に係る取組	1
II	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況	2
III	神奈川県水防災戦略の取組状況	3
IV	避難所マニュアル策定指針等の修正	4
V	令和4年度の主な防災訓練予定	5
VI	神奈川県石油コンビナート等防災計画の取組状況	9
VII	交通死亡事故抑止対策の強化に向けた新たな取組	11
参考資料1	新型コロナウイルス対応に係る検証と国への提言	
参考資料1－2	7月以降のCOVID-19拡大への対応	
参考資料2	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況	
参考資料3	神奈川県水防災戦略の取組状況	

## I 新型コロナウイルス感染症に係る取組

くらし安全防災局では、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の統制部として、庁内各局と連携し、会議の開催、県の対処方針のとりまとめなどを行った。令和4年3月18日の防災警察常任委員会以降の主な取組は、次のとおりである。

### 1 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の開催

開催日	主な内容
3月25日	感染拡大傾向時の一般検査事業の延長について（書面開催）
4月22日	感染拡大傾向時の一般検査事業の延長について（書面開催）
5月20日	感染拡大傾向時の一般検査事業の延長について（書面開催）
6月13日	病床確保フェーズ・レベルの引き下げについて（書面開催） 感染拡大傾向時の一般検査事業の終了について（書面開催）
7月11日	現在の感染状況への対応について （「参考資料1-2」のとおり）

### 2 まん延防止等重点措置解除後の県の主な取組

3月21日にまん延防止等重点措置が解除されて以降の主な取組については次のとおりである。

#### (1) 県民に対して

- ・会食の際は、短時間、少人数、マスク飲食の実践を働きかけ
- ・M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の徹底を働きかけ

#### (2) 飲食店等に対して

- ・時短要請は解除

#### (3) イベントの開催制限

大声なし、安全計画策定の場合、これまでの2万人の人数上限を解除し、収容定員まで可

### 3 検証と国への提言

2年間にわたる新型コロナウイルスへの対応を検証し、提言をとりまとめ、6月10日に国に提出した。（「参考資料1」のとおり）

#### 【提言の要点】

- 総理の強いリーダーシップの下で、パンデミック有事における実効性の高い医療の提供、行動制限措置などを一元的に展開
- 平時からの医療の感染症対応や実働部隊の強化、情報基盤整備
- 総理主導の健康危機管理司令塔機能の強化
- 上記を法的に担保する基本法の制定

## II 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

平成 25 年 4 月 1 日に施行した「神奈川県地震災害対策推進条例」第 4 条の規定に基づく地震災害対策の総合的な推進や災害応急対策等を推進するため、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」の進捗状況の管理を行う。

### 1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

#### (1) 取組状況

神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業について、実施状況と予算の措置状況を取りまとめた。

（「参考資料 2」のとおり）

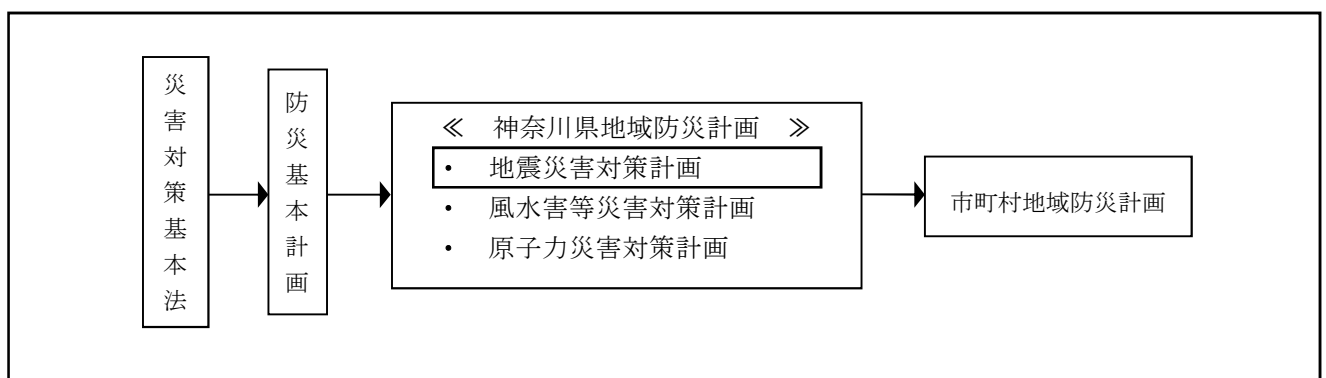
#### (2) 今後の取組

取組状況について、ホームページ等で公表するとともに、条例及び計画に基づき、地震災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

### 【参考】神奈川県地域防災計画の概要

神奈川県地域防災計画は、災害対策基本法第 40 条に基づき、国の防災基本計画と連携しながら、本県の地域における防災に係る処理すべき事務又は業務について、神奈川県防災会議が定める計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものである。

「地震災害対策計画」及び「風水害等災害対策計画」は、別に定める「原子力災害対策計画」とともに「神奈川県地域防災計画」を構成している。



### Ⅲ 神奈川県水防災戦略の取組状況

令和2年2月に策定した「神奈川県水防災戦略」について、計画的、重点的に対策を進めるため、進捗状況の管理を行う。

#### 1 神奈川県水防災戦略の取組状況

##### (1) 取組状況

神奈川県水防災戦略に位置づけた令和3年度事業について、実施状況を取りまとめた。  
(「参考資料3」のとおり)

##### (2) 今後の取組

###### ア 今年度の取組

新型コロナウイルス感染症等と自然災害との複合災害への対応など、引き続き、風水害や土砂災害から県民のいのちや財産を守るための取組を着実に推進する。

区分	2年度	3年度	4年度
事業費予算額	426億円	560(464)億円	508(484)億円

※( )は計画額。予算額には前年度2月補正予算額を含む。

###### イ 戦略の見直し

現行戦略に基づく3箇年の進捗状況や、水防災施策をとりまく環境の変化を踏まえて施策事業を検討し、戦略の見直しを行う。

#### 2 水害図上訓練の実施

大規模水害時における、市町村の被災情報の収集や連絡調整、災害対策本部、現地災害対策本部の応急対策活動の対応能力強化等を図るため市町等と合同で水害図上訓練を実施した。

##### (1) 実施日

令和4年6月8日(水)

##### (2) 場所

神奈川県庁、市役所・町役場、横浜地方気象台

##### (3) 主催者

県

##### (4) 参加機関

平塚市、厚木市、大磯町、大井町、山北町、横浜地方気象台

## IV 避難所マニュアル策定指針等の修正

令和4年4月に国が改定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（以下、「取組指針」という。）」の内容や、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、本県の「避難所マニュアル策定指針（以下、「策定指針」という。）」及び「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を修正する。

### 1 修正の考え方

- ・新型コロナウイルス感染症対策、生活環境等の改善、女性の視点を踏まえた避難所運営、在宅避難者の把握、トイレ対策など、国の取組指針等の内容を反映する。
- ・令和4年5月に箱根町で実施したコロナ禍における避難所設置・運営講習会で得られた知見や課題への対応等を反映する。

### 2 スケジュール

県内市町村への調査や有識者へのヒアリングなどを実施の上、ガイドラインについては令和4年7月中、策定指針については令和4年中を目途に修正する。

## V 令和4年度の主な防災訓練予定

「神奈川県地震災害対策推進条例」、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」及び「神奈川県地震防災戦略」に基づき、市町村、国、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、多様かつ実践的な訓練を実施している。

令和4年度は、東日本大震災をはじめ、令和元年房総半島台風や令和元年東日本台風等の自然災害の教訓や、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮しながら各種訓練に取り組む。

### 1 ビッグレスキューかながわ（第43回九都県市合同防災訓練、令和4年度神奈川県・葉山町合同総合防災訓練）

大規模災害発生時における関係機関との連携強化等と津波災害に対する対応強化等を図るため、大規模災害発生時の初動対応における医療救護活動、救出救助、水難救助、物資輸送活動等の実践的訓練を実施する。

#### (1) 実施日（予定）

令和4年秋頃

#### (2) 場所（予定）

中央会場：葉山町南郷上ノ山公園

他会場：葉山港、葉山小学校、横須賀市立市民病院、横須賀共済病院、湘南鎌倉総合病院等

#### (3) 主催者

県、葉山町

#### (4) 参加機関（予定）

九都県市、消防、警察、海上保安庁、自衛隊、在日米軍、日本赤十字社、米国赤十字社、医療関係機関、民間事業所、自主防災組織等

## 2 国民保護に関する訓練

### (1) 国民保護共同図上訓練

国民保護法に基づき、緊急対処事態発生時における関係機関の機能確認及び相互の連携強化を図るため、国、県及び市が共同して図上訓練を実施する。

#### ア 実施日

令和4年11月25日（金）

#### イ 場所

神奈川県庁、横浜市役所ほか

#### ウ 主催者

消防庁、県、横浜市

#### エ 参加機関（予定）

消防、警察、海上保安庁、自衛隊、指定公共機関、民間事業者等

### (2) 武力攻撃を想定した訓練

弾道ミサイルなどの武力攻撃を想定した避難訓練、国民保護対策本部・統制部初動対応訓練などを実施予定（時期、内容等未定）

## 3 県・県央地域7市町村合同図上訓練(大規模地震対応図上訓練)

大規模地震発生時における、県と市町村との連絡調整機能の強化等を図るため、県央地域7市町村と合同で、図上訓練を実施する。

### (1) 実施日

令和5年1月中旬～下旬

### (2) 場所

神奈川県庁、県央地域7市町村役場ほか

### (3) 主催者

県、県央地域7市町村

### (4) 参加機関

消防、警察、自衛隊、関係機関



#### 4 九都県市合同防災訓練・域内応援図上訓練

「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づき、九都県市相互の連携強化等を図ることを目的として、九都県市域内での応援を想定した図上訓練を実施する。

- (1) **実施日**  
未定
- (2) **場所（予定）**  
神奈川県庁ほか
- (3) **主催者**  
九都県市
- (4) **参加機関**  
未定

#### 5 緊急消防援助隊部隊集結訓練

県外で大規模災害が発生した際、迅速に緊急消防援助隊神奈川県大隊が出勤できるよう、消防庁の要請から部隊集結に至るまでの訓練を実施する。

- (1) **実施日**  
令和4年10～12月
- (2) **場所**  
県消防学校ほか
- (3) **主催者**  
県
- (4) **参加機関**  
消防

#### 6 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防機関が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施する。

- (1) **実施日**  
令和5年2月上旬～中旬
- (2) **場所**  
県消防学校ほか
- (3) **主催者**  
県
- (4) **参加機関**  
消防

## 7 石油コンビナート等防災本部訓練

特別防災区域において災害が発生した場合における石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所との連携強化を目的とした図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和4年11月9日

(2) 場所

神奈川県庁

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

関係市、消防、警察、海上保安庁、特定事業所等

## 8 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図るため、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備、充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施する。

(1) 実施日

令和4年10月19日

(2) 場所

耐震バース（横浜市中区みなとみらい1-1）

(3) 主催者

県、神奈川県高圧ガス・火薬類関係保安5団体

(4) 参加機関

横浜市消防局、警察

## VI 神奈川県石油コンビナート等防災計画の取組状況

災害予防対策等を推進するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画の取組状況の管理を行う。

### 1 調査概要

神奈川県石油コンビナート等防災計画に位置付けた取組について、調査を行い、その実施状況を取りまとめた。

令和3年度は、調査開始から5年を経過したことを踏まえ、調査項目のうち、県が独自に設定した4項目について、重点的に調査を実施した。

#### (1) 調査時期

令和3年7～8月

#### (2) 調査目的

石油コンビナート等災害防止法の特定事業所及び横浜市、川崎市等の行政機関を対象とし、コンビナート地域外に影響が拡大する恐れのある大規模な災害を防止するため、必要な対策の取組状況を調査した。

### 2 調査結果

#### (1) 回答状況

全78事業所及び横浜市、川崎市及び海上保安本部から回答を得た。

#### (2) 事業所の取組状況

##### ア 主な取組状況

想定災害	主な取組状況
平常時の事故	<b>【高圧ガス配管の腐食対策】</b> ・高圧ガスに係る51事業所中34事業所(67%)が、保温材下等の外面腐食対策についての点検計画を策定し、実施済み
地震(強震動)	<b>【タンクの耐震化】</b> ・LPガス等の高圧ガスタンクは、全てが法より厳しい県の耐震基準に適合済み ・原油等の大型危険物タンクは、休止しているタンクを除き973基全てが、新しい耐震基準に適合済み、また、682基(70%)が、油の流出防止に有効な緊急遮断弁を設置済み

想定災害	主な取組状況
地震(長周期地震動)	<p><b>【タンクの耐震化】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原油等の浮き屋根式危険物タンクの浮き屋根は、休止しているタンクを除き 201 基全てが、スロッシング※に係る耐震改修等の対応済み</li> <li>・原油等の内部浮き蓋式危険物タンクの浮き蓋は、休止しているタンクを除き 87 基中 59 基(68%)が、スロッシングに係る耐震改修等の対応済み</li> </ul> <p>※タンク内の液体が長周期地震動によって揺動すること</p>
津波	<p><b>【計器室の津波対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時に影響が大きい化学製品等の製造設備の津波対策は、196 施設中 185 施設(94%)の計器室が、津波対策を実施済み</li> </ul>

## イ 防災訓練の実施状況

全78事業所のうち74事業所は、公設消防や近隣事業所などと合同訓練を実施した。また、77事業所は、大規模地震を想定した防災訓練を実施した。

## ウ 計画的な取組状況

全78事業所のうち64事業所は、事業所内で優先順位をつけた上で、計画的に事故の未然防止対策に取り組んでいる。

### (3) 調査結果の公表

コンビナート防災に係る周辺住民の理解促進のため、事業所等の取組状況をホームページで公表した。

### (4) 県が設定した4項目の状況

全78事業者の実施状況。

- ・土嚢の設置：77事業所が設置済
- ・緊急停止を判断する責任者及び代行者の明示：74事業所で実施済（3事業所が対象外）
- ・津波時の対応の明示：77事業所が実施済
- ・停電時（ブラックアウト）の対応の明示：65事業所で実施済（4事業所が対象外）

## 3 今後の取組

計画の取組状況の進捗管理を行い、石油コンビナート等特別防災区域に係る事故や災害の未然防止及び拡大防止対策の推進を図る。

## Ⅶ 交通死亡事故抑止対策の強化に向けた新たな取組

令和3年の県内の交通事故死者数は142人(対前年比: +2人)となり、全国ワースト1位(人口10万人当たり: 45位)となった。これを受け、神奈川県交通安全対策協議会の交通安全部会での協議を経て、新たに「神奈川県交通死亡事故多発警報」制度を設けることとした。これにより、交通死亡事故の減少を図り、第11次神奈川県交通安全計画の目標である、年間死者数「130人以下」の達成を目指す。

### 1 現行制度の課題

交通死亡事故が多発した場合の交通事故を抑制する対策については、昭和50年代に制度化した「交通事故非常事態宣言」があるが、発令実績は2度(昭和62年、63年)に止まっており、現行では、交通死亡事故が短期間に集中した場合に緊急的に対策を強化する制度がない。

そこで、「交通事故非常事態宣言」に至る前に、死亡事故増加の兆候を捉え、機動的に注意喚起を強化できるようにする必要がある。

### 2 「神奈川県交通死亡事故多発警報」制度の新設

#### (1) 目的

県内において交通死亡事故が短期間に集中的に発生した場合に、多発警報を発表するとともに、関係機関・団体による交通安全啓発活動を強化することにより、県民への一層の注意喚起と交通安全意識の高揚を図り、交通死亡事故の発生を抑止する。

#### (2) 発表基準

県内の交通事故が、次のいずれかの要件に該当するとき。

ア 7日間で7件以上の交通死亡事故が発生したとき。

イ その他、交通事故情勢を勘案し、神奈川県交通安全対策協議会交通安全部会長(県くらし安全防災局長)が発表する必要があると認めたとき。

#### (3) 警報発表期間中の主な推進事項

県、県警察、市町村、教育委員会、道路管理者及び交通関係団体が連携協力しながら、次の取組みを実施する。

ア 記者発表(県)

イ 交通事故実態にあった交通事故防止対策の強化(県警察)

ウ ホームページ、SNS並びにイベント等を活用した広報(共通)

エ PTA会議などにおける広報啓発の要請(教育委員会)

オ 各地区(事業所)への交通安全活動の強化要請(交通関係団体)

#### (4) スケジュール

令和4年7月11日 警報制度開始(令和4年度夏の交通事故防止運動の初日)

## 【参考】

### (1) 第11次神奈川県交通安全計画（令和3年5月作成）

交通安全対策基本法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に取り組む施策の大綱を定めたもの。交通安全対策の究極の目標は「交通事故のない社会」の実現であるが、そこに至るまでの中期的な目標として本計画期間においては、「年間の24時間死者数を130人以下」と設定した。

### (2) 神奈川県交通安全対策協議会（昭和42年設立）

#### ア 所握事項

各種交通安全運動の推進及び交通安全意識の高揚など

#### イ 組織

- ・ 会長：知事
- ・ 委員：224 機関・団体（県、市町村、県警察、教育委員会、道路管理者、鉄道事業者、交通関係団体等）の代表
- ・ 専門部会：交通安全部会、交通施設部会、踏切対策部会、暴走族追放部会、高齢者対策部会

#### ウ 主な取組

交通安全部会では、各季の交通安全運動の設定のほか、交通事故抑止緊急対策等の推進体制を設けている。

#### エ 交通事故抑止緊急対策等の推進体制

全県的に交通死亡事故が多発し、会長が抑止対策を講じる必要があると認める場合に、緊急対策推進会議を設置して「交通事故非常事態宣言」の発令するほか、交通安全部会長による地域指定対策を構築する。

### (3) 本県の交通事故発生件数、負傷者及び死者数の推移

